

令和3年12月23日

第156回 遠野市農業委員会総会議事録

第156回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年12月16日
告示番号 遠野市農業委員会告示第14号
会議年月日 令和3年12月23日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、
14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 13番 佐々木泰文

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦
事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英
農地係長 多田由香子

本日の案件 第156回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第50号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第51号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第52号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ
ん委員の指名について
議案第53号 農用地利用集積計画の決定について
議案第54号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第56号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第57号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第58号 非農地判断に対する可否決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を14番、奥寺晴夫委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第156回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、13番、佐々木泰文委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思います。 11月30日から12月10日まで、令和3年12月遠野市議会定例会に参加してございます。30日が開会。6、7、8が一般質問で、質問者は12名でございます。10日は閉会に参加してございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>事務事業経過報告書に基づいて報告いたします。 11月27日、遊休農地解消活動、エゴマの選別・水洗いをしております。 11月29日、令和3年度後期農業者年金巡回相談を開催しております。 12月7日、午前中ですが、いわてポラーノの会設立20周年記念式典に出席しております。午後には、令和3年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に参加しております。 12月10日、農地法等申請締切日です。 12月14日、令和3年度第3回地域農業マスタープラン実践塾に青笹地区農業委員・推進委員が出席してございます。 12月15日、16日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 12月17日、遊休農地解消活動のエゴマの搾油依頼ということで北上のアルバの方に行ってまいりました。同日、市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会を開催しました。 12月21日、令和3年度農業経営者セミナーに奥寺委員が参加しております。同日、令和3年度第9回運営委員会を開催しました。 本日、第156回遠野市農業委員会総会、令和3年度第5回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。 12月24日以降の主な行事予定になります。 1月4日、遠野市農業委員会仕事始めの式を行います。 1月5日、令和4年度遠野市民新年交賀会が開催されます。 1月11日、農地法等申請締切日です。 1月17日、農地転用等現地確認調査を行います。翌日が予備日となっております。 1月20日、令和3年度遠野市農業再生協議会臨時総会が開催されます。 1月21日、全国農業新聞地方版に「エゴマの料理教室」が掲載されます。同日、令和3年度第10回運営委員会を開催する予定です。 1月25日、第157回遠野市農業委員会総会。同日、農業委員会等活動表彰受賞祝賀会を開催します。 2月18日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会が開催されます。 下段は、日程が決まっておりますが1月下旬から2月下旬まで、それぞれ開催予定となっております。 以上です。</p>

議 長	<p>【報告事項】</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>1ページから2ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は11件です。内容は備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号3番が親、それ以外はすべて子が相続です。</p> <p>今後につきましては、番号1番、自己耕作です。</p> <p>番号2番、一部貸付、家と共に売りたい意向となっています。</p> <p>番号3番、自己管理です。</p> <p>番号4番、山林化となっているため、来年度、パトロールにおいて非農地等判断が必要と思われます。</p> <p>番号5番、一部相対で貸付、残りは自己管理です。</p> <p>番号6番、自己管理です。</p> <p>番号7番、自己耕作です。</p> <p>番号8番、一部貸付、残りは自己耕作です。</p> <p>番号9番、自己耕作です。</p> <p>番号10番、一部相対で貸付、残りは貸す予定ということで、借人を探しているところです。</p> <p>番号11番、一部貸付、残りは原野化しているため、来年度、パトロールで非農地等判断が必要と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>3ページから4ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は7件です。</p> <p>番号1番、経営作物転換により解約するものです。</p> <p>番号2番、3番、現在の貸人以外に売るために解約するものです。</p> <p>番号4番、5番、借人の都合により解約するものです。</p> <p>番号6番、中間管理事業を活用するため解約するものです。なお、議案第53号で改めて農地利用集積計画の申請が提出されておりますので、この後審議していただきます。</p> <p>番号7番、現在の貸人以外に売るために解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族もしくは</p>

	配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め議事録署名人に15番、多田登委員、16番、小向幸子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>5ページ、6ページになります。第156回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計37件、697,979.87㎡。</p> <p>利用集積、今月計87件、343,975.25㎡。</p> <p>法第4条、申請なしです。</p> <p>法第5条、今月計1件、75㎡。</p> <p>適用外、今月計3件、905.98㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計7件、24,517㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第50号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>7ページから12ページです。議案第50号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。申請33件の内29件につきましては、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定になります。使用貸借期間はいずれも10年であります。それ以外の説明をいたします。</p> <p>番号11番、これまで基盤法で賃貸借を行っていましたが、期間満了により農地法第3条で貸し借りするものです。貸人と借人は親戚ということです。</p> <p>番号23番、これまで基盤法で賃貸借していましたが、期間満了により農地法第3条で貸し借りするものです。</p> <p>番号29番、こちらについても、これまで基盤法で賃貸借していましたが、期間満了により農地法第3条で貸し借りするものです。</p> <p>番号31番、こちらについては新規の貸し借りとなります。貸人は労力不足により地域の担い手である借人に貸し出すものです。</p> <p>以上33件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区、山口です。番号11番、借人が変わるだけの話で何ら問題ないようですので、大丈夫だと思います。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の菊池です。15日に事務局3名、農業委員1名、推進委員2名で現地確認を行いました。借人は産直に野菜を出荷している方で、何ら問題ないと思います。</p>

議 長	●●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●●地区の佐々木です。12月15日、事務局3名、農業委員1名、推進委員2名で現地を確認いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	●●地区担当農業委員、お願いします。
3 番 委 員	3番、多田でございます。本日担当する予定でした推進委員がこの時間に間に合わないということで、私の方から説明させていただきます。借人は推進委員をしております、一番若い委員でございます。十分やっつけていける人ですので、何ら問題ないと思っております。以上です。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第3】 日程第3、議案第51号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	13ページです。議案第51号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから、叔父に贈与で譲り渡すものです。譲受人は長年申請地を耕作しており、今回、譲渡人の要請により譲り受けるものです。 番号2番、譲受人は市内で農業体験等の農業関連事業を営む法人であり、農地所有適格法人であります。今回、譲渡人からの要請により、自社事業に供する目的で譲り受けるものであります。 番号3番、譲受人は譲渡人の父と申請地を売買し長年耕作を行ってきたところですが、登記がなされていなかったということで、今回申請が出されたものであります。 番号4番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから、親戚に譲り渡すものです。譲受人は長年申請地を耕作しており、今回、譲渡人の要請により譲り受けるものです。 以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	はい、●●●地区担当の石直です。12月16日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で確認してきました。当該農地は、先ほど説明があったように、譲受人がきちんと耕作してしっかり管理しておりますので問題ないと確認しました。以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員	●●地区、山口です。16日に事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認してまいりました。別段問題ないよう見受けられました。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区の佐々木です。現地はすでに譲受人が管理しており何ら問題ないと判断いたしました。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	推進委員の菊池です。15日に事務局3人、農業委員1名、推進委員2名で現地を確認しました。所在地は■■■■の手前で、3筆です。耕作地もきれいに耕作しておりますし、本人も長期にわたって農業に従事しておりますし、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第51号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第4】
議長	日程第4、議案第52号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	14ページです。議案第52号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてであります。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出があったので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について、意見を求めるものです。 あっせんの申出内容については記載のとおりであります。本件のあっせん委員として奥寺晴夫委員、菊池久康委員を指名するものです。 説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第5】
議長	日程第5、議案第53号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

<p>事務局次長</p>	<p>事務局に説明をいたさせます。</p> <p>15ページから36ページ、合計21ページです。議案第53号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は87件で、利用権設定の新規が61件、更新が26件となっています。なお、新規の内43件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となります。本日は件数が多いので添付資料をつけております。添付資料をご覧ください。</p> <p>中間管理権の設定につきましては4人の担い手へ集積するもので、それぞれ新規で契約期間10年となっています。アの担い手は17ページで1件、イの担い手は21ページから34ページにかけて34件となっています。ウの担い手は23ページと25ページで4件。エの担い手は31ページ、32ページ、34ページで4件の申請となっています。集積面積の合計は、それぞれ資料に記載のとおりとなっております。それ以外の新規や更新の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。</p> <p>また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議長</p>	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号87番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議長</p>	<p>会議を再開いたします。番号87番を除く86件について質疑ございませんか。</p>
<p>10番委員</p>	<p>10番、鈴木です。確認したいのですが、例えば更新の場合でも所有者が亡くなっているというのが見受けられますけれども、亡くなった場合に相続とかの指導とかされているのですか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>所有者が亡くなったところにつきましては相続関係者、奥さんとか子供さんとか、の過半から申請していただけるようにしています。</p>
<p>10番委員</p>	<p>相続した方がいいですよとか、指導は何かしていますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請を受けながら窓口でそういうお話はしていますが、特に相続が先だというような強い指導とはならないですが、申請時のやり取りでそういった説明はしております。</p>
<p>議長</p>	<p>10番、鈴木委員、よろしいですか。</p>
<p>10番委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第54号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>37ページです。議案第54号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてです。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により遠野市長から意見聴取があったので、農用地利用配分計画の案の作成について意見の決定を求めるものです。本議案に係る申請は再配分が2件です。議案書右側に記載の現に権利の設定を受けている者から左側の権利の設定を受ける者へ、岩手県農業公社から借り受ける農地の受け手が変更になるものです。期間についてはそれぞれ当初の計画の残りの期間となっています。申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりです。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第7】 日程第7、議案第55号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>38ページです。議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、駐車場整備を目的とした転用です。申請人は不動産業を営む法人ですが、貸家物件のための駐車場を整備しようとするものです。申請地は休耕している畑であり、市道に接し貸家物件の真向かいに位置していることから、適地として選定したも</p>

	<p>のです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上1件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●松崎地区、山口です。16日に事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認しました。今、説明があったように、貸家の道路向いで駐車場には最適じゃないかと思います。現在、地目は畑ですけれどもほとんど耕作されていない状態なので、駐車場にした方がいいと思いました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第8】 日程第8、議案第56号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>39ページです。議案第56号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番と2番は同一事業であります。申請人は、令和4年2月19日まで2年間の一時転用許可を得て砂利採取を行っておりますが、昨年のお大雪と今年のお長雨により当初の予定より作業が遅れているため、期間を1年延長し、令和5年2月19日まで延長しようとするものです。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】 日程第9、議案第57号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

農地係長	<p>40ページです。議案第57号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は平成2年に市の区画整理事業により住宅を建築し、宅地への登記がなされているものと認識しておりましたが、土地を確認したところ地目が農地のままとなっていたことから、今回、適用外証明願が出されたものです。</p> <p>番号2番、申請人は平成6年に物置を建築、さらに、居宅への進入路及び駐車場を整備し、現在にいたってしまったものです。今回、土地の確認をする中で農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号3番、申請人は昭和61年にタクシー業者へ貸し付ける駐車場を整備し、現在にいたってしまったものです。今回、財産の整理を検討する中で農地であることが判明し、適用外証明が出されました。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上3件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区担当推進委員の菊池です。16日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名の計6名で現地確認をしてみました。場所は遠野市●●です。確認した結果、宅地と判明しましたので何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>推進委員の昆野裕子です。12月16日午後、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしました。場所は●●●●●です。事務局の説明どおりで、現在はきちんと整備され、宅地と見なされ、確認いたしました。以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>推進委員の菊池です。16日に事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で現地確認いたしました。所在地は、■■■■■の踏切前の■■■■■駐車のあったところ です。現状は更地となっております、耕作されていないことから、適用外は適切であると確認いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第10】 日程第10、議案第58号、「非農地判断に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

事務局次長	<p>41ページから58ページです。議案第58号、非農地判断に対する可否決定についてです。令和3年度農地パトロール（利用状況調査）において非農地（区分5）と判定した土地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地（非農地）であると判断することについて可否の決定を求めるものです。番号1番から189番について、原野と山林にそれぞれ非農地判断しようとするものになっております。</p> <p>添付資料ということで、今年度の農地パトロールの最終値ということで資料を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。赤い枠で囲んでいる令和2年度の区分と令和3年度の新規の区分、これを足した数値が今回の議案となっております。区分5の判断地目は原野が81筆、山林が108筆、合計189筆となっております。</p> <p>詳細は議案書に記載のとおりとなっておりますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。添付資料を見ていただいた方が分かりやすいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【協議事項】 次に協議第1号、『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議第1号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてです。資料はA4の1枚物となっております。ご覧いただきたいと思います。本件は、令和元年度に岩手県農業会議から、年1回総会の場で決議する等法令遵守の注意喚起として取り組むよう通知がありまして、昨年と同様で行ってきたものです。内容を読み上げて説明いたします。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和3年12月23日、遠野市農業委員会。</p> <p>以上、ご協議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』について」は提案のとおりといたします。</p>
議 長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>事務局からありませんか。</p>
事務局 長	<p>農業委員会等活動表彰受賞祝賀会兼新年会を次の総会時に開催したいと思っております。日時は令和4年1月25日、時間は5時半からです。場所はサンパークやなぎ。会費は5,000円としまして、互助会の方で2,000円を負担しますので、皆様方から3,000円頂戴しまして開催したいと思っておりました。回覧が回っていましたので出欠の記入をお願いします。</p> <p>補足ですけれども、コロナの第6波がこれからどうなるのか分からないので、もし緊急事態宣言等があれば開催しないということもありますので、ご承知いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
農地係 長	<p>本日の総会資料の横に農業者年金のパンフレットとアルコール、ウェットティッシュを置かせていただいております。これについては農業委員さんのみにお配りしております。推進委員さんには無いのでご了承いただきたいと思っております。いよいよ今年も残り3カ月弱となりまして、今現在農業者年金の新規加入者というのがまだ1人もありません。この残り期間、加入推進活動、個別訪問等よろしくお願ひしたいと思っております。その時に使っていただきたいということで岩手県農業会議、年金基金の方から配布されておりますのでご活用いただきたいと思っております。</p> <p>それから、明日、年金の新しい制度、改正部分について担当者会議がありますので、そちらに私が出席予定になっているのですけれども、そちらのパンフレットの一番後ろを見ていただきたいと思っております。令和4年から農業者年金制度が改定されますということで、今回、1月1日から変更になる部分についてだけ簡単に説明いたします。</p> <p>農業者年金基金の方で、若い農業者の方々の加入を促進するという観点で、保険料が、現在2万円が下限になっているのですけれども、それを1万円に引き下げます。ただしこれについては35歳未満で、認定農業者ではなくて、青色申告を行っていない、家族経営協定も結んでいない、そういう方々については1万円に入れると1月1日から変わるものなので、一つでもどれかに該当してしまうとこれには入れないということになります。こういったところが制度改正されていますので、そういったところも含めて入れそうな方々を抽出していただいて、加入促進活動していただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局 次長	<p>もう1点、毎度毎度のお願いになりますけれども、活動報告書の用紙をお配りしていただきましたのでよろしくお願ひいたします。交付金申請で、活動実績をまとめて1月中旬に提出しますので、ほとんどの皆様には協力していただいておりますがまだの方はご提出をお願いします。</p>
議 長	<p>12月分はいつまでに出しますか。</p>
事務局 次長	<p>1月10日までには。あと、これも繰り返しになりますけれども、道ばたで農家から声をかけられ相談ごとを聞いたとか、ちょっとしたことでも記入して記録をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。</p>

議 長	<p>【閉会】 それでは、以上をもちまして第156回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p>午後2時30分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>
-----	---